

国立大学法人東京外国語大学 Global Japan Office 規程

〔平成26年12月24日〕
規則 第58号

改正 平成27年 6月23日規則第101号

平成28年 3月25日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第8条に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が設置する Global Japan Office について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 Global Japan Office は、日本への留学を希望する学生に対し、日本関連情報の提供を行うとともに、現地における日本語教育・日本研究などを行うことを目的とする。

(設置)

第3条 Global Japan Office は、日本への留学促進が必要と認められる海外重点地域の大学等間国際学術交流協定機関に設置する。

2 前項のほか、交換留学生等が日本を紹介するボランティア活動等を行う Global Japan Desk を、大学等間国際学術交流協定機関に設置することができる。

(機能)

第4条 Global Japan Office は、第2条に定める目的を達成するため、次の機能を担う。

- (1) 日本語教育・日本研究、日本紹介の拠点
- (2) 本学が協定校と実施する、Joint Education Program のコーディネーター
- (3) 本学の日本語教育・日本研究分野の学生・大学院生のインターンシップ拠点
- (4) 本学からの留学生が、日本紹介などを行うボランティア活動拠点
- (5) 海外に滞在する日本人留学生に対する情報提供機能
- (6) 現地の学生に対し、日本への留学支援機能
- (7) その他、大学間の協議により適当と認められる活動

(統括)

第5条 Global Japan Office は、国際マネジメント・オフィスが統括する。

(オフィス員)

第6条 Global Japan Office の活動を推進するため、必要に応じ次の職員（以下「オフィス員」という。）を置く。

- (1) 日本語教育・日本研究教員
- (2) 日本語教育・日本研究補助員
- (3) 留学コーディネーター
- (4) 留学支援員
- (5) 事務要員

(利用者)

第7条 Global Japan Office を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) Global Japan Office の活動実施に関わる本学の学生
- (2) Global Japan Office の活動実施に関わる本学の卒業生
- (3) その他国際マネジメント・オフィスが適当と認めた者
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、Global Japan Office に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。